

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案の概要

1 趣旨

- (1) 国有林野事業特別会計は、国有林野事業について経理する「国有林野事業勘定」と、公共事業である治山事業について経理する「治山勘定」で構成。
- (2) 国の特別会計のあり方について審議している財政制度等審議会が平成16年11月にまとめた報告の中で、治山勘定については、「一般会計からの繰入れ比率（注：約97%）が高いことを勘案すれば」、事業勘定と「勘定の統合を行うべきである。早急に具体的な検討を進める必要がある。」とされたところ。
- (3) これを踏まえ、林政審議会治山事業部会において、治山事業の経理のあり方等を調査・審議した結果、国が行う直轄治山事業については引き続き国有林野事業特別会計で、都道府県が行う補助治山事業は一般会計で経理することとした上で、治山勘定については区分経理する必要が乏しいこと等から勘定を統合。

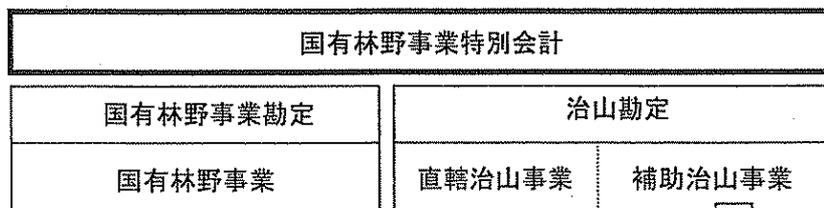
2 改正の概要

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案を今次国会に提出。

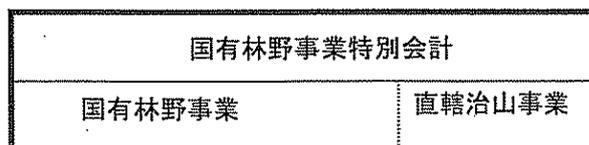
＝主な内容＝

- ① 本特別会計の経理対象事業から、補助治山事業を削除
- ② 本特別会計の国有林野事業勘定と治山勘定を統合
- ③ 勘定統合に伴い、経理方法を調整
(詳細は別紙のとおり)

[現行]



[統合後]



一般会計に

国有林野事業特別会計法の一部を改正する法律案要綱

1 経理対象事業の見直し

治山事業のうち都道府県又は都道府県知事が施行するものに係る国の補助金又は負担金の交付を、国有林野事業特別会計の経理対象から除くこととする。

2 国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分の廃止

国有林野事業勘定と治山勘定の勘定区分を廃止することとする。

3 勘定統合に伴う経理に係る規定の整備

- (1) 国有林野事業勘定に係る資本、会計基準、資産及び負債等に関する規定について、勘定統合後の新たな会計に係る規定に改める等の所要の整備を行うこととする。
- (2) 国有林野事業勘定と治山勘定に係る一般会計からの繰入れ、歳入歳出区分、国庫債務負担行為等に関する規定について、勘定統合後の新たな会計に係る規定に改める等の所要の整備を行うこととする。
- (3) 治山勘定に係る予備費の使用限度及び剰余金の翌年度の歳入への繰入れに関する規定について、勘定区分の廃止に伴い削除することとする。

4 施行期日等

- (1) この法律は、平成18年4月1日から施行することとする。
- (2) 関係法律について所要の改正を行うこととする。
- (3) 所要の経過措置について規定することとする。